

## 桐生大学動物実験委員会規程

### (前文)

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展のみならず、動物の健康増進等における研究分野の進展においても必要な手段である。

本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）」（以下「法」という）、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」（以下「飼養保管基準」という）、及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）」（以下「基本指針」という）を踏まえ、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成 18 年 6 月）」（以下「ガイドライン」という）を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施方法を定めるものである。

### (趣旨及び基本原則)

第 1 条 この規程は、桐生大学における動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会の設置、動物実験計画の承認手続き等必要な事項を定めるものとする。

2 動物実験等については、法、飼養保管基準、基本指針、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成 7 年総理府告示第 40 号）、その他の法令等に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。

3 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に則し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の 3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 本条第 4 号に規定する実験動物を教育、研究上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作（24 時間以内の一時的保管を含む）を行う動物実験室をいう。
- (4) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養または保管している遺伝子改変のない小型の哺乳類（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (5) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (6) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (7) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (8) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (9) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を

担当する者をいう。

(10) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者及び動物実験責任者をいう。

(11) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、前条4号に規定される実験動物を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

(組織)

第4条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を最終的な責任者として統轄する。

2 学長は、動物実験計画の承認、実施状況及び結果の把握、飼養保管施設及び実験室の承認、教育訓練、自己点検・評価、情報公開、その他動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、第5条に定める動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の役割)

第5条 委員会は、次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

(1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審議

(2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること。

(3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。

(4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。

(5) 自己点検・評価に関すること。

(6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者

(2) 実験動物に関して優れた識見を有する者

(3) その他学識経験を有する者

2 前項の委員の選出は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物に関して優れた識見を有する者、及びその他学識経験を有する者をそれぞれ1名以上含める。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、学長が委嘱する。

2 委員会に副委員長を置き、学長が委嘱する。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 学長は、第6条に掲げる者を委員に任命する。

2 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査手順)

第9条 委員会は、次の事項に沿って審査する。

- (1) 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査に加わらないこと。
- (2) 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第3者に漏洩しないこと。
- (3) 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。
- (4) 議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(担当事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局総務課が行う。

2 担当事務は、委員会開催に関する議事録等の作成及び保存等を行わなければならない。

(動物実験計画の立案、審査、手続き)

第11条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、「動物実験計画書(別紙様式1-1)」を委員会に提出すること。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
  - (2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。
  - (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。
  - (4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。
  - (5) 動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント(実験動物を苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング)の設定を検討すること。
- 2 委員会は、動物実験責任者から動物実験計画書の提出を受けたときは、申請のあった実験計画を審議し、その結果を学長に通知すること。
- 3 学長は、委員会の審議に基づき、実験計画の実施について承認するか否かの決定をすること。
- 4 委員長は、前項の結果を、当該動物実験責任者に通知すること。
- 5 動物実験責任者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。
- 6 学長は、承認した実験計画について疑問を生じた場合には、委員会の審議を経て、実験の一時中止、実験計画の変更または承認の取り消しの決定を行うこと。

(動物実験計画の変更等)

第12条 動物実験責任者は、承認された動物実験計画書に変更・追加が生じた場合、「動物実験

計画（変更・追加）承認申請書（別紙様式1－2）」を委員会に提出すること。変更内容によっては新たな動物実験計画書の申請を求める場合がある。

- 2 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を終了・中止する場合、「動物実験（終了・中止）報告書（別紙様式1－3）」を委員会に提出すること。
- 3 動物実験責任者は、承認された動物実験計画を実施した後、年度ごとに「動物実験結果報告書（別紙様式1－4）」にて使用動物数、成果等を委員会に報告すること。
- 4 動物実験責任者は、承認された動物実験計画が年度内に終了せず、引き続き、実験の実施を希望する場合は、動物実験計画書を継続申請として、動物実験結果報告書とともに提出すること。
- 5 委員長は、年度ごとに、すべての承認された動物実験計画について、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。

#### （実験操作）

第13条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に則するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
  - ①適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
  - ②実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む)の配慮
  - ③適切な術後管理
  - ④適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的又は化学的に危険な材料等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- (4) 物理的又は化学的に危険な材料等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。

#### （マニュアル）

第14条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルに従い、動物実験実施者に周知し遵守させること。

#### （実験動物の健康及び安全の保持）

第15条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

#### （実験動物の導入）

第16条 動物実験責任者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じること。

(実験動物の給餌・給水)

第17条 実験動物管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

(実験動物の健康管理)

第18条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

2 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(実験動物の異種又は複数動物の飼育)

第19条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養又は保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(実験動物の安楽死処置)

第20条 動物実験実施者は、動物実験計画に従って動物実験終了後に実験動物を処分する場合、あるいは動物実験等の過程で実験動物に激しい苦痛がみられ、麻酔、鎮痛処理を加えることが研究遂行上適用できないと判断された場合は、安楽死処置を行うこと。

2 安楽死処置するときは、致死量以上の麻酔薬を投与するか又は頸椎脱臼を行う等、実験動物から速やかに苦痛を解放するよう処置しなければならない。

(実験動物の処分)

第21条 動物実験実施者は、実験動物管理者の指示に従い、実験動物屠体を適切に処分すること。

2 この場合、人の健康被害及び環境汚染の防止に努めなければならない。

(記録の保存及び報告)

第22条 委員長は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

2 委員長は、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告すること。

(実験動物譲渡等の際の情報提供)

第23条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養又は保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(実験動物の輸送)

第24条 実験動物管理者及び動物実験責任者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

(飼養保管施設の設置)

第25条 飼養保管施設を設置(変更を含む)する場合は、管理者が「飼養保管施設設置承認申請書(別紙様式2-1)」を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認するか否かの決定をすること。
- 3 実験動物管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者は、学長の承認を得た飼養保管施設でなければ、当該飼養保管施設での飼養若しくは保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第26条 飼養保管施設は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 実験動物の種類や飼養又は保管する数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などの清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消青等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者を配置すること。

(実験室の設置)

第27条 飼養保管施設以外において、実験室を設置（変更を含む）する場合は、管理者が「実験室設置承認申請書（別紙様式2-2）」を提出し、学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認するか否かの決定をすること。
- 3 実験動物管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等（24時間以内の一時的保管を含む）を行うことができない。

(実験室の要件)

第28条 実験室は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第29条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

- 2 管理者は、実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うこと。

(施設等の廃止)

第30条 施設等を廃止する場合は、管理者が「施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届（別紙様式2-3）」を学長に届け出ること。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

(危害防止)

第31条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

- 2 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。
- 3 管理者等は、実験動物管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等、並びにアレルギー等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。
- 4 管理者等は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物について、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的な可能な範囲で講じるように努めること。
- 5 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接することのないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第32条 管理者は、地震、火災、人と動物の共通感染症の発生時等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

- 2 管理者等は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

(人と動物の共通感染症の対応)

第33条 実験動物管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。

- 2 管理者及び実験動物管理者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(教育訓練)

第34条 学長は、以下の事項に関する所定の教育訓練を委員会に実施させ、実験動物管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者に受けさせること。

- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等
  - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
  - (3) 実験動物の飼養又は保管に関する基本的事項
  - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
  - (5) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 学長は、委員会に、教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存させること。

(自己点検・評価・検証)

第35条 学長は、委員会に、飼養保管基準及び基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせること。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 委員会は、動物実験実施者、動物実験責任者並びに管理者に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めること。

(情報公開)

第36条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養又は保管の状況、自己点検・評価、検証の結果、動物実験委員会の構成等の情報）を毎年1回程度公表すること。

(補足)

第37条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

- 2 本規程の改廃は、委員会の議を経て教授会の承認を得るものとする。

(付則)

この規程は、2021年4月1日から施行する。